CO2有効利用拠点化推進事業

研究拠点設備保守に係る点検補修工事

見積要領説明書

２０２２年１月

大崎クールジェン株式会社

1. 工事請負見積心得

# 1.1 一般事項

　見積者は、CO2有効利用拠点化推進事業 研究拠点設備保守に係る点検補修工事について、下記の書類（以下「見積関係書類」という。）ならびに関係諸法規、地理的条件を詳細に検討し、本見積要領説明書に従い、見積書類を提出すること。

　見積者がこれらを熟知しなかったことにより、または誤解したことにより生じた問題はすべて見積者の責任とする。

　＜見積関係書類＞

1. 本見積要領説明書
2. 契約条件
3. 工事仕様書
4. 見積者よりの質問書に対する当社回答書
5. (1)(2)(3)(4)の修正書類

#  見積範囲

　見積の範囲は以下の項目とし、対象機器については工事仕様書に添付する「工事計画表」を参照すること。

* + 1. 日常保守

日常保守とは、日常巡視点検及び定期的に発生する小作業をいい、週間、月間等の点検周期で行う定例点検、クレーン点検等を含むものとして、工事計画表に基づき見積もるものとする。

* + 1. 小規模補修工事

　小規模補修工事とは、緊急時の初期対応工事を含む、計画外で行う設備の修理・点検・手入れ・清掃等の補修工事のうち、小規模な補修工事とする。

なお、小規模補修工事は、労務単価及び諸経費率を定め、実績に応じて支払いを行う単価契約とするため、労務単価及び諸経費率を提示するものとする。

#  見積書類

* + 1. 見積書類の構成

見積書類は見積書と見積付属図書で構成する。

* + 1. 見積書類の体裁

見積書類はすべて横書きとし、楷書で明瞭に記載し、数字はアラビア数字を用いる。また、書類の大きさはＪＩＳ規格Ａ版４号左綴とする。

* + 1. 見積書類の内容

見積書類にはそれぞれ下記の内容を記載する。

1. 見積書

見積書は別添の見積書作成要領に従い作成する。

1. 見積付属図書

見積付属図書は下記の図書を添付する。

* + 1. 安全対策

・工事区域の安全対策（有毒ガス・可燃性ガスに対する安全対策含む）

・安全管理者の職歴

* + 1. 環境対策

・産業廃棄物の処理及び管理の方法を示したもの

・海域の汚濁防止、騒音及び振動防止に係る取組み

* + 1. 仮設備計画

・事務所、資材倉庫、分析室等を示す平面図等

* + 1. 保守業務に係る体制表

・当工事における現場従業員の配置・体制（主要な協力会社との体制含む）を示すもの

* + 1. 緊急連絡体制

・緊急対応が必要な場合、迅速な補修等の作業が行える体制を示すもの

* + 1. 現場代理人・工事監理技術者の同種工事実績

・工事現場に配置する現場代理人及び工事監理技術者の職歴（工事施工実績並びに現場代理人及び工事監理技術者の経験）

# 1.4 見積書類の提出

* + 1. 提出期限

募集書記載のとおり

郵送の場合、上記期限までに当社に必着のこと。

* + 1. 提出方法
1. 見積書類は見積書と見積付属図書は別封とし、各２部提出する。
2. 見積書及び見積付属図書はそれぞれ署名捺印の上密封し、封筒の表に「CO2有効利用拠点化推進事業 研究拠点設備保守に係る点検補修工事　見積書在中」または「見積付属図書在中」を明記すること。
3. 見積書類は募集書に記載された日時までに提出しなければならない。
4. 一旦提出した見積書類の引換、変更、取消しはできない。
	* 1. 提出先

住　　所　広島県豊田郡大崎上島町中野6208番地1

郵便番号　725－0301

大崎クールジェン株式会社　総務企画部　総務グループ

#  見積に関する質問

1. 見積者は、見積書類作成に際し、当社が交付した書類等の内容に関して質問が有る場合、別添様式（２－１、２－２）にて、見積提出期限の20日前までに、1.4(3)の提出先まで持参又は期日必着で郵送すること。質問がない場合は、その旨の回答は不要である。
2. 電話による質問及及び上記質問提出期限後に当社が受け取った質問に対しては、当社は回答しない。
3. 質問に対する回答は、遅滞なく文書にて通知する。

#  失格要件

* + 1. 見積者の失格要件

本案件において次のいずれかの項目に該当する見積者については、当社は直ちに失格とすることができる。本条項は募集時から契約締結までの全ての期間に適用する。

1. 当社社員の職務の執行を著しく妨げた者
2. 違法行為または不正と認められる行為を行った者
3. 銀行取引停止処分・破産等により以後の業務遂行が困難となった場合、または会社更生法もしくは民事再生法の適用の申請を行った者
	* 1. 見積書類の失格要件

次のいずれかの項目に該当する見積書類については、当社は直ちに無効とする。本条項は募集時から契約締結までの全ての期間に適用する。

1. 前項のいずれかの項目による失格者が提出した見積書類
2. 提出期限に遅延した見積書類（当該遅延が当該見積者の責によるものでないことを当該見積者が証明した場合を除く）
3. 委任状の提出がない代理人が行った見積書類
4. 適切な署名または記名捺印のない見積書類
5. 当社の要求した資料・記述に当社の許容できない欠落がある見積書類
6. 本見積要領説明書に反する見積書類

#  技術審査

* + 1. 技術審査の対象

提出された見積書類について、当社は技術審査を行い、工事仕様書の要求事項を満たしているか否か等を審査する。ただし、当社が1.6(2)により失格とした見積書類は、技術審査の対象としない。

* + 1. 提出された見積書類に関する質疑

当社は見積書類の内容についての質疑を行う場合がある。この場合、当社は質問書あるいは指示書を当該見積者に送付する。当該見積者による回答は、持参または郵送により送付されるものとし、この回答は見積書類の一部とみなす。

* + 1. 当社の任意裁量権

当社は、自己の任意の裁量によって、見積仕様書が工事仕様書の要求に合致しない見積者は拒絶或いは許容する権利を有する。

# 1.8　契約交渉及び及び受注者の決定

1. 当社は、技術審査の結果が適格となった見積書類を提出した見積者のうち、日常保守の見積額と小規模補修工事の評価額との合計金額が、最低価格の見積者を第1交渉順位者として、技術事項及び契約事項についての交渉を行う。小規模補修工事の評価額は以下のとおり算出する。なお、以下の労務工数・比率は、小規模補修工事の評価額の算出にあたり定めたものであり、約束するものではない。

小規模補修工事の評価額（円）＝　労務費　＋　諸経費

＝　労務単価×労務工数×（１＋諸経費率）

＝（Ａ×687＋Ｂ×1,633＋Ｃ×167＋Ｄ×244）×（１＋諸経費率）

Ａ：労務単価（監督）、Ｂ：労務単価（技工）、Ｃ：労務単価（計装保守工）、Ｄ：労務単価（普通作業員）

1. 交渉の結果、合意に達した場合、当社は受注者として決定する。
2. 受注者が決定したときは、その他見積者に対しては別段の通知は行わない。
3. 当社が見積者の提出した見積書を含む見積書類の内容について詳細な説明を求めた場合、見積者はすみやかに書面により当社に対し説明を行うこと。

#  契約手続き

受注者は、当社が発行する契約単価等を記載した注文書/注文請書に署名または記名捺印をしたうえ、受注者の負担で印紙税法に定められた額の収入印紙を貼付し、これに割印または署名し、当社に提出すること。

# 見積有効期間

見積書類は見積書提出期限の日から３ヶ月間有効であり、見積者を拘束する。見積書類はその期間中、取消、修正、取下げ、解除出来ない。

見積書類の有効期間の延長を当社が希望する場合には、当社は書面にて当該の見積者に通知する。この場合、延長に同意せず見積参加から辞退する見積者は、有効期間の満了前にその旨当社に文書で通知すること。

# 機密保持

1. 見積者は、見積関係書類及び本案件の見積・交渉の過程で知得した当社の全ての情報を機密として取り扱うこと。見積者は当社の事前の同意を得ない限り、当該情報を第三者に開示できない。
2. 見積者が当該情報を上記の規定に従っていずれかの第三者に開示する場合、見積者は当該第三者に対し、本条に定められたのと同一の機密制限を課すこと。
3. 見積者が故意または過失により何らかの機密情報を本条に違反して開示した場合、当社は当該開示の中止及びこれにより被った損害の賠償を要求できる。
4. 本条の規定は、本案件の見積・交渉が終了した後も有効に存続し、いずれの見積者も拘束する。

# 指示事項

1. 地元企業の活用

本工事に使用する資機材の調達にあたっては、可能な限り地元企業の活用を図ること。なお、地元とは広島県豊田郡大崎上島町とする。

1. 地元労働力の活用

本工事を行うにあたり、可能な限り地元労働力の活用を図ることとする。

1. 生活物資の調達

本工事に関わる従業員の食料品等、生活物資の調達にあたっては、可能な限り地元商店等を利用すること。

* 1. その他
1. 見積関係書類に関し訂正または追加情報が発生した場合には、当社は全見積者に対し当該情報を提供する。
2. 当社が見積書類として要求する書類以外に当社に提出された書類等は、有効な見積書類としない。
3. 見積書類中の脱落または誤記は、すべて見積者の責任とする。見積書類を訂正する場合は、訂正箇所を2本の朱線をもって抹消し、すぐその上の空欄に見積者自身の捺印または頭文字の署名を行い、訂正事項を記載する。ただし、見積書中に記載されている金額の訂正及び見積書類提出後の見積書類の訂正は認めない。
4. 見積ならびに契約交渉のために見積者が要した費用は、すべて見積者の負担とする。
5. 見積者が提出する見積書類、質問書及び回答書は、見積者の代表者もしくは予め委任を受けた代理人が署名または記名捺印すること。代理人が行う場合は予め見積者発行の委任状を提出すること。
6. 見積者は、見積提出を辞退したい場合には、見積書類の提出期限までに、見積を辞退する旨及びその理由を書面にて当社まで提出すること。
	1. 消費税の取扱い
		1. 見積書及び見積内訳書に記載の金額には、消費税相当額を含まないものとする。
		2. 契約の締結は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を加算した額で契約する。この場合の端数処理は円位未満切捨とする。

2. 見積書作成要領

2.1 一般事項

 見積書は別添記載様式に従い作成する。

2.2 見積書の書式

1. 見積書（書式１－１）
2. 見積内訳書（日常保守）（書式１－２）
3. 見積内訳書（小規模補修工事）（書式１－３）

2.3 日常保守費の内容

1. 直接工事費の内容

直接工事費は工事の施工にあたり直接必要とする費用であり、労務費、材料費、機器損料費、運搬費、諸経費とする。

1. 労務費

 当該工事を施工するために直接必要な労務の費用である。

1. 材料費

 当該工事を施工するために直接必要な材料の費用である。

1. 機器損料

当該工事を施工するために直接必要な作業用の機械器具・工具等の損料（償却費、修理費及び機械管理費）又は賃借料である。

1. 一般機器損料

作業用の一般的な機器・工具等の損料とする。

1. その他機器損料

重機等の一般機器損料以外の費用とする

1. 運搬費

当該工事を施工するために直接必要な運送業会社で行う材料及び機器等の搬入・搬出に要する費用である。

1. 諸経費

①～④以外の当該工事を施工するために直接必要な労務費、材料費及び機器損料に係る諸経費等の費用である。

1. 間接工事費の内容

間接工事費は工事の施工にあたり間接的に必要とする費用であり、現場管理費、仮設備費、法定福利費及び現場経費とする。

1. 現場管理費

　現場管理費は工事の施工にあたり工事を管理するために必要な現地従業員費及び工事監督費とする。

 （イ）現地従業員費

 工事期間中の工事管理するための現場に常駐する社員のうち、現場代理人、技術員、事務員等の労務費用を計上する。

 （ロ）工事監督費

 工事期間中の工事管理するための現場に常駐する社員のうち、工事監督者の労務費用を計上する。

1. 仮設備費

 仮設備費は各工事種目に共通の直接工事費以外の工事費であり、現地事務所、仮設倉庫、仮設トイレ、索道、道路等の設置、補修、撤去、運搬に要する費用を計上する。

1. 法定福利費

直接工事費の労務費及び現場管理費の労務費に係る法律で定められた福利厚生に関する保険料に要する費用である。

1. 現場経費

　現場経費は工事期間中の現場事務所で必要な保険料並びに事期間中の現場に常駐する社員の事務用品費、通信費、現場交通費、退職金及び福利厚生費並びに現場労務者の現場交通費に要する費用である。

1. 安全対策費の内容

安全対策費は工事の施工にあたり災害の防止及び安全確保のための諸方策を実施するために必要な費用であり、一般安全対策費及び特別安全対策費とする。

1. 一般安全対策費

安全対策費のうち、安全施設費、安全装備費、安全教育費及び衛生管理費である。

（イ）安全施設費

安全専用の墜落防止施設、防護柵・保護網、安全標識・掲示板等の施設費用である。

（ロ）安全装備費

現場社員用及び現場事務所備付用の保護具や救命具等安全装備品の費用である。

（ハ）安全教育費

安全衛生に関する講習会・協議会に要する印刷代、官庁又は協会等の安全衛生指導に要する費用である。

（ニ）衛生管理費

工事上特に必要な作業員の特別健康診断、及び事務所・宿舎の衛生管理の費用である。

1. 特別安全対策費

安全対策費のうち、①以外の当該工事の施工にあたり特別に必要な安全対策のための費用である。

1. 諸経費の内容

 諸経費は工事の施工にあたり企業が企業の継続運営に必要な費用であり、本支店経費、役員報酬、本支店従業員に対する給料、賞与、退職金、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、調査研究費、広告宣伝費、減価償却費、雑費等に要する費用を計上する。

1. その他の内容

 諸経費は工事の施工にあたり(1)～(4)以外の費用であり、補償費、産業廃棄物処理費、官庁申請費用、往復旅費、宿泊費その他必要な費用を計上する。

1. 補償費

 当該工事を施工するために必要な仮設用地の借地料、伐採、踏荒、迷惑料等の補償費に要する費用である。

1. 産業廃棄物処理費

 当該工事の施工にあたり発生する産業廃棄物の処分にかかわる費用である。

1. 官庁申請費用

当該工事を施工するために必要な官庁申請にかかわる行政手数料等に要する費用である。

1. 往復旅費

 当該工事を施工するために必要な現地従業員及び現場労務者にかかる旅費、人員移動を主目的とした車両損料（リース・レンタル料を含む）に要する費用である。

1. 宿泊費

 当該工事を施工するために必要な現地従業員及び現場労務者にかかる宿泊費である。

1. その他

 ①～⑤以外の当該工事を施工するために必要な費用である。

2.4 小規模補修工事費の内容

小規模補修工事は、労務単価及び諸経費率を定め、実績に応じて支払いを行う単価契約とし、以下の式にて金額を確定するものとする。なお、本見積にあたっては、労務単価及び諸経費率を提示する。

小規模補修工事費　＝　直接工事費　＋　諸経費　＋　その他

1. 直接工事費は労務費、材料費、機器損料及び運搬費の和とする。
2. 労務費は労務単価と労務工数との積とする。
3. 労務単価は雑材料費、法定福利費、安全対策費、現場経費、往復旅費及び宿泊費を含めた単価とする。雑材料費とは工事に直接使用される資材のうち、積上げ困難な小資材（ウエス、ワイヤブラシ、エメリクロス、サンドペーパ、スリオンテープ、乾電池等）をいう。
4. 労務単価の職種は監督、技工、計装保守工及び普通作業員とする。
5. 諸経費は直接工事費と諸経費率との積とする。
6. 諸経費率は直接工事費によらず一律とする。
7. その他は直接工事費、諸経費、往復旅費及び宿泊費以外で甲が認めた費用とする。

2.5 直接経費と共通経費

1. 直接経費

　直接工事費と関連のある費用で、直接工事費、一般安全対策費並びに直接工事費の労務費に係る法定福利費、往復旅費及び宿泊費をいう。

1. 共通経費

　各工事に共通で必要な費用で、現場管理費、仮設備費、特別安全対策費並びに現場管理費の労務費に係る法定福利費、往復旅費及び宿泊費のほか直接経費以外の費用をいう。

以上

書式１－１

見　　積　　書

大崎クールジェン株式会社

代表取締役社長　木 田　一 哉　殿

　貴社より 　　年 　　月 　　日付けで募集のあった「CO2有効利用拠点化推進事業 研究拠点設備保守に係る点検補修工事」の御見積に関して見積要領説明書・契約条件・及び添付の図面・資料等を慎重に検討致しました結果、下記書類記載の内容を条件として、

　　　　　　御見積金額　　￥　　　　書式１－２　～　書式１－３のとおり

をもって申込み致します。

　尚、弊社は、次の書類の中でその旨を特に明記させていただきました事項を除き、貴社御提示の次の書類に記載された一切の条件に拘束されることをここに併せて確約致します。

記

１．工事仕様書及び同書添付の図面・資料

２．募集書、同書添付の見積要領説明書、契約条件及び添付の図面・資料

以　上

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　見積者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　社　　名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
| 見　積　内　訳　書書式１－２（日常保守） |
| 　金　額　：　　　　　　　　　　　　円　 |  |  |  |  |  |
| 名　称 | 仕　様 | 単位 | 数量 | 単価 | 金　額 | 摘　要 |
| Ⅰ．請負工事費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| 【直接工事費】 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| １．労務費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （１）監督 | 　 | 人工 |  | 　 | 　 | 　 |
| （２）技工 |  | 人工 |  |  |  |  |
| （３）普通作業員 |  | 人工 |  |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ２．材料費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （１）分解点検交換部品 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ３．機器損料 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （１）一般機器損料 | 　 | 式 | 1　 | 　 | 　 | 　 |
| （２）その他機器損料 | 　 | 式 | 1　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ４．運搬費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （１）クレーン他 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ５．諸経費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （１）諸経費 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| （２）その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 【間接工事費】 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| １．現場管理費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （１）現地従業員費 | 　 | 人工 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| （２）工事監督費 | 　 | 人工 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ２．仮設備費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （１）作業員詰所・計器室 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （２）修理工場・倉庫 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| （３）JV事務所 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| （４）新資材倉庫・ボンベ倉庫 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| （５）工事用車両 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| （６）計器・計測類 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| （７）機材類 |  | 式 | 1 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ３．法定福利費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| * + 1. 直接労務費に係る費用
 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| * + 1. 現場管理費に係る費用
 |  | 式 | 1 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ４．現場経費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 【安全対策費】 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| １．一般安全対策費 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 1. 直接労務費に係る費用
 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| 1. 現場管理費に係る費用
 |  | 式 | 1 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ２．特別安全対策費 | 安全機材 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 【諸経費】 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| 1. 直接労務費に係る費用
 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| 1. 現場管理費に係る費用
 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 【その他】 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （１）補償費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （２）産業廃棄物処理費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （３）官庁申請費用 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| （４）往復旅費 | 　 | 式 | 1 | 　 | 　 | 　 |
| 1. 直接労務費に係る費用
 |  |  |  |  |  |  |
| 　ａ．島内 |  | 人日 |  |  |  |  |
| 　ｂ．島外 |  | 人日 |  |  |  |  |
| 1. 現場管理費に係る費用
 |  |  |  |  |  |  |
| 　ａ．島内 |  | 人日 |  |  |  |  |
| 　ｂ．島外 |  | 人日 |  |  |  |  |
| （５）宿泊費 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 1. 直接労務費に係る費用
 |  | 泊 |  |  |  |  |
| 1. 現場管理費に係る費用
 |  | 泊 |  |  |  |  |
| （６）その他 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 1. 工場整備費
 |  | 式 | 1 |  |  |  |
| 1. 指導員費
 |  | 式 | 1 |  |  |  |

書式１－３

見　積　内　訳　書

（小規模補修工事）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 単位 | 単価・率 | 摘要 |
| 小規模補修工事 |  | 　 | 　 |
| （１）労務単価 |  | 　 | 　 |
| 1. 監督
 | 日 | 　 | 　 |
| 1. 技工
 | 日 |  |  |
| 1. 計装保守工
 | 日 |  |  |
| 1. 普通作業員
 | 日 |  |  |
|  |  |  |  |
| （２）諸経費率  | ％ | 　 | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 |
|  |  |  |  |

書式２－１

　　年　　月　　日

大崎クールジェン株式会社

代表取締役社長　木 田　一 哉　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　印

見積に関する質問

件名；CO2有効利用拠点化推進事業 研究拠点設備保守に係る点検補修工事

　標記件名に関し、貴仕様書等を検討いたしました結果、別紙のとおり質問事項がありますので、御回答下さる様お願い申し上げます。

以　　　　上

書式２－２

質　疑　応　答　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 質　問　事　項 | 回　　　　答 |
|  |  |  |